

至誠館大学現代社会学部現代社会学科専攻長に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学現代社会学部現代社会学科の各専攻に置く専攻長に関し、必要な事項を定める。

(専攻長)

第2条 専攻長は、学部長及び学科長の命を受け、当該専攻の教育研究に関し、総括する。

(職務)

第3条 専攻長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 専攻を代表し、専攻構成員の監督、専攻運営の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 専攻会議を招集し、その議長となること。
- (3) 専攻間の連絡調整に関すること。
- (4) その他専攻の運営に関すること。

(選考)

第4条 専攻長の選考は、原則として当該専攻に属する専任教授のうちから、学部長の推薦に基づき、学長へ報告するものとする。ただし特別な事情がある場合、推薦職位についてはこの限りではない。

(任命)

第5条 専攻長の任命は、学長の報告を受け理事長が行う。

(任期)

第6条 専攻長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期の途中において、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専攻長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

制定 平成31年 4月 1日 (制定)

改正 令和 3年 4月 1日 (第1回改正)

改正 令和 5年10月 1日 (第2回改正)